一二一二・二一	食用に適するもの	八％
	三　その他のもののうち	
一二一二・二九	ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）	
	その他のもの	
	一　ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもののうち	無税
	ふのり属のもの	
一二一二・九四	その他のもの	四・五％
	チコリーの根	
一二一二・九九	その他のもの	無税
	二　その他のもの	

別表第二第一六〇四・一六号の次に次の一号を加える。

一六〇四・一七	うなぎ	七・二％

別表第二第一六・〇四項中「

一六〇四・三〇	キャビア及びその代用物	四・八％

」を「

一六〇四・三一	キャビア及びその代用物	四・八％
一六〇四・三二	キャビア代用物	四・八％

」に改める。

別表第二第一六・〇五項を次のように改める。

一六・〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）	
一六〇五・一〇	かに	七・二％
	二　その他のもの	
	シュリンプ及びプローン	
一六〇五・二一	気密容器入りでないもの	三・二％
	一　単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	
一六〇五・二九	その他のもの	三・二％
	一　単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	
一六〇五・三〇	ロブスター	三・二％
	一　単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	
一六〇五・四〇	その他の甲殻類	三・二％
	一　えび	
	(一)　単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	三・二％
	二　その他のもの	七・二％
一六〇五・五一	軟体動物	七・二％
	かき	
一六〇五・五二	スキャロップ（いたや貝を含む。）	七・二％
一六〇五・五三	い貝	七・二％
一六〇五・五四	いかのうち	九％
	気密容器入りのもの	
一六〇五・五五	たこ	七・二％
一六〇五・五六	クラム、コックル及びアークシェル	七・二％
一六〇五・五七	あわび	七・二％
一六〇五・五八	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）	七・二％
一六〇五・五九	その他のもの	九％
	一　いかのうち	
	気密容器入りのもの	七・二％
	二　その他のもの	
	その他の水棲無脊椎動物	八％
一六〇五・六一	なまこ	八％
一六〇五・六二	うに	八％
一六〇五・六三	くらげ	八％
一六〇五・六九	その他のもの	八％
	一　うに	八％
	二　くらげ	八％
	三　その他のもの	七・二％

別表第二第二〇・〇三項を次のように改める。

二〇・〇三	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	
二〇〇三・九〇	その他のもの	四・八％
	一　トリフ	
	(一)　気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	五・三％
	(二)　その他のもの	三％

別表第二第二〇〇八・一九号中「いつた」を「煎つた」に改め、「ヘーゼルナット」の下に「（コリュルス属のもの）」を加える。

別表第二第二〇・〇八項中

二〇〇八・九二	混合したもの	
	一　ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテルのうち	
	砂糖を加えてないもの	三％

」を「